【資料４】

令和６年５月２７日（月）
第１回佐倉市オーガニックビレッジ推進部会

佐倉市オーガニックビレッジ推進部会設置規程の改正

佐倉市オーガニックビレッジ推進部会

佐倉市オーガニックビレッジ推進部会設置規程改正（案）

改正前	改正後
佐倉市オーガニックビレッジ推進部会設置規程 （目的） 第１条　市内における有機農業の推進にあたり、農業者及び事業者並びに地域住民が一体となり、生産から消費までの一貫した取組等を推進することを目的に、佐倉市地域農業再生協議会規約第20条に基づき、「佐倉市オーガニックビレッジ推進部会」（以下「推進部会」という。）を設置する。 （事業） 第２条　推進部会は、前条の目的を達成するために、次の事項について取り組むものとする。 （１）有機農業の普及・振興に関すること。 （２）農業における環境負荷軽減に関すること。 （３）その他、推進部会の目的を達成するために必要な事項。 （部会員） 第３条　推進部会は、別表のものをもって構成する。 （任 期） 第４条　部会員の任期は、３年とし、再任を妨げない。 ２　部会員に欠員が生じた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。 （役員） 第５条　会には部会長及び副部会長をそれぞれ１名置く。 １　部会長は、佐倉市産業振興部長の職にある者とする。 ２　副部会長は、千葉県印旛農業事務所企画振興課長の職にある者とする。	佐倉市オーガニックビレッジ推進部会設置規程 （目的） 第１条　市内における有機農業の推進にあたり、農業者及び事業者並びに地域住民が一体となり、生産から消費までの一貫した取組等を推進することを目的に、佐倉市地域農業再生協議会規約第20条に基づき、「佐倉市オーガニックビレッジ推進部会」（以下「推進部会」という。）を設置する。 （事業） 第２条　推進部会は、前条の目的を達成するために、次の事項について取り組むものとする。 （１）有機農業の普及・振興に関すること。 （２）農業における環境負荷軽減に関すること。 （３）その他、推進部会の目的を達成するために必要な事項。 （部会員） 第３条　推進部会は、別表のものをもって構成する。 （任 期） 第４条　部会員の任期は、３年とし、再任を妨げない。 ２　部会員に欠員が生じた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。 （役員） 第５条　会には部会長及び副部会長をそれぞれ１名置く。 １　部会長は、佐倉市経済環境部長の職にある者とする。 ２　副部会長は、千葉県印旛農業事務所企画振興課長の職にある者とする。

３　部会長は、会を代表し、会務を総理する。 ４　副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。	３　部会長は、会を代表し、会務を総理する。 ４　副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。
（有機農業者ネットワーク） 第６条　推進部会には、有機農業者ネットワークを設置することができる。 ２　有機農業者ネットワークに加入するにあたっては、推進部会の承認を必要とする。	（会の設置） 第６条　推進部会には、必要に応じて農業者等が組織する団体を設置することができる。 （削除）
（オブザーバー等） 第７条　推進部会には、オブザーバーを置くことができる。オブザーバーは部会長の求めにより推進部会に出席できる。 ２　部会長は、必要があると認めるときは、推進部会に部会員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。	（オブザーバー等） 第７条　推進部会には、オブザーバーを置くことができる。オブザーバーは部会長の求めにより推進部会に出席できる。 ２　部会長は、必要があると認めるときは、推進部会に部会員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。
（会　議） 第８条　推進部会は、必要に応じて部会長が招集する。 ２　推進部会の議長は部会長が務め、議事の進行を行う。	（会　議） 第８条　推進部会は、必要に応じて部会長が招集する。 ２　推進部会の議長は部会長が務め、議事の進行を行う。
（事務局） 第９条　推進部会の事務局は、佐倉市産業振興部農政課におく。	（事務局） 第９条　推進部会の事務局は、佐倉市経済環境部農政課におく。
（その他） 第１０条　この規程に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。	（その他） 第１０条　この規程に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。
附　則 １　この規程は、令和４年５月１８日から施行する。 ２　令和５年５月３１日　規程の一部変更	附　則 １　この規程は、令和４年５月１８日から施行する。 ２　令和５年５月３１日　規程の一部変更

	３　令和６年５月２７日　規程の一部変更